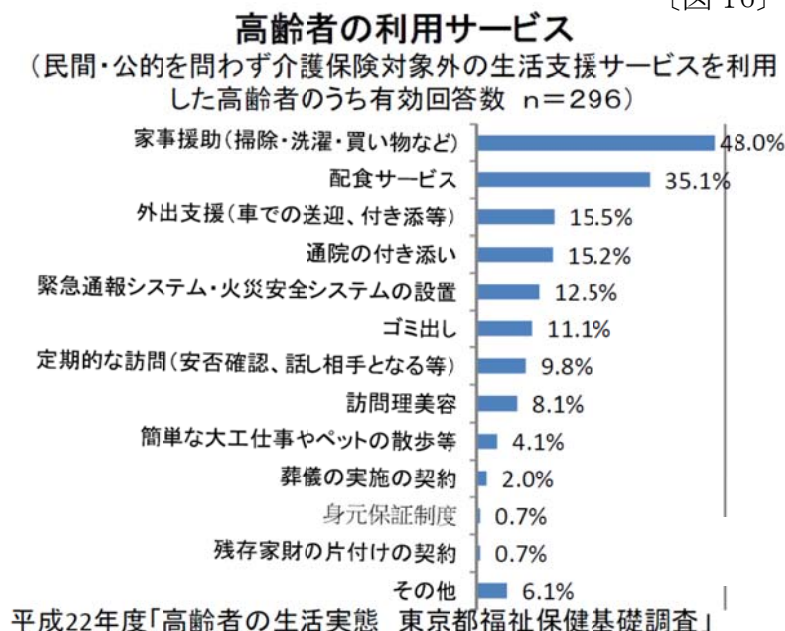


(4) 生活支援

- 心身の能力低下や経済的理由、家族関係の変化などによって、従来どおりの生活を維持できなくなる場合、生活支援サービスが必要となる。生活支援サービスの担い手としては、ボランティア、住民組織（NPO、社会福祉協議会、老人クラブ、町内会等）や、一般の商店、交通機関、民間事業者、金融機関、コンビニ、郵便局など多方面にわたる。
- 平成22年度に東京都が行った調査によると、高齢者が利用する生活支援サービスとしては、掃除、洗濯などの家事援助や、配食サービスが上位を占めているが、その他にも、外出支援、通院の付き添い、ゴミ出しなど、さまざまなニーズがある。（図16）

[図16]



- こうしたニーズに対応する生活支援サービスは、配食サービスなど市場化できる支援もあれば、近隣住民の声かけや見守りなど実際に地域社会の中で提供されているインフォーマルな支援までである。
- また、サービス資源を確保するに当たっては、「都市部」と「都市部以外の地域」ではアプローチが異なるとの指摘もされている。都市部においては、親族が近居しているとは限らず、親族や近隣住民による支援を受けにくい環境がある一方で、民間の市場が大規模であることから、民間のサービス購入によって生活を成り立たせるという視点が重要と言われている。それに対し、都市部以外では、「伝統的な地域社会」の支え手が健在な地域が多い一方で、民間サービスが不十分であることから、住民の互助活動による生活支援サー

ビスや、近隣の者による気づきや見守り活動が有効と考えられている。

(地域包括ケア研究会「地域ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月))

- さらに、前述の「(3) 必要な人材の確保」で見たように、生活支援サービスの充実に当たっては、**元気な高齢者に活躍してもらうことが有効**である。
- こうしたことを踏まえると、市町村は、**地域の実情に応じNPO、民間企業等の生活支援サービスの担い手を支援する体制を充実・強化していく必要がある**。具体的には、市町村が中間支援NPOに依頼し、NPOの立ち上げや経営に関する講座を開催することや、サービスの担い手となる高齢者等を養成することが考えられる。また、市町村(NPO支援センター、地域包括支援センター)が、サービス担い手間のネットワーク化を促進するための会議等を開催し、サービス提供に当たり必要なノウハウの提供を行うといったことも考えられる。
- なお、現在、政府の成長戦略の一環として閣議決定された「日本再興戦略」及び「健康・医療戦略」に基づき、健康寿命延伸産業の育成のため、「**次世代ヘルスケア産業協議会**」が平成25年12月に設置されている。同協議会では、疾病予防、健康管理、生活支援サービスなど、公的保険外の多様なヘルスケアサービス・製品の創出に向け、官民一体となった具体的な対応策の検討が開始されたところであり、今後は、この結果も踏まえて、予防のみならず**生活支援についても民間企業の活用を図っていくべきである**。
- さらに、市町村においては地域のニーズと地域資源のマッチングを行うコーディネーターの配置や、協議体の設置といった取組を進めていくことも必要である。
- 特に都市部においては、近隣との絆やコミュニケーションが希薄となり、高齢者が孤立している地域も少なくないと指摘されている。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていくと見込まれる中、**地域での見守り、気づき、声かけなどは極めて重要であり、市町村は地域コミュニティの再構築に努めるべきである**。
- また、市町村が地元の商店、コンビニエンスストア・郵便局・銀行等の民間事業者等と協定を締結し、異変を感じたときすぐに関係機関に情報提供される仕組みを整えることも、見守り・気づきにおいて重要である。